

まちづくり活動の手引き

～地域のまちづくり支援メニュー～

令和元年度(2019年度)版



 熊本市

目 次

1 熊本市の協働と自主自立のまちづくり	
~コミュニティ活動の活性化~	1
熊本市のまちづくりのイメージ	
2 熊本市の支援制度について	
(1) 地域活動全般	5
町内自治会や地域公民館活動等の補助金 / ボランティア活動保険 / 地域コミュニティセンターなど	
(2) 都市づくり・景観・公園	12
まちづくりコンサルタント / ふれあい美化ボランティア / 公園愛護会など	
(3) 子育て・子ども	16
子育て・保育関係 / エンゼル基金 / 青少年健全育成協議会 / プレイパークなど	
(4) 人権・学び・文化・スポーツ	20
人権学習 / 出前講座 / 文化財保存 / 国際交流員派遣 / 体育協会 / スポーツ活動支援など	
(5) 防犯・防災	27
防犯・防災団体活動等の補助 / 防犯灯 / 防災まちづくり / ハザードマップの作成など	
(6) 福祉・健康	32
民生委員児童委員協議会や老人クラブ活動等の補助金 / くまもと元気くらぶ / 健康相談など	
(7) 環境・緑化	35
再生資源集団回収の助成金 / 環境美化や水保全活動の支援 / 環境学習の支援など	
(8) 経済・農業	42
商店街空き店舗対策の補助金 / 農地等の保全など	
3 地域活動Q & A	45
地域活動でよくある質問	
4 各区役所・まちづくりセンターなどの連絡先	50

1 熊本市の協働と自主自立のまちづくり

～コミュニティ活動の活性化～

熊本市は平成24年4月1日から政令指定都市に移行し、それに伴い5つの区を設置しました。各区役所では、より身近なところで行政サービスを提供するとともに、区域の特性を生かしたまちづくりの拠点として、市民の皆様との「協働による自主自立のまちづくり」を推進しているところです。

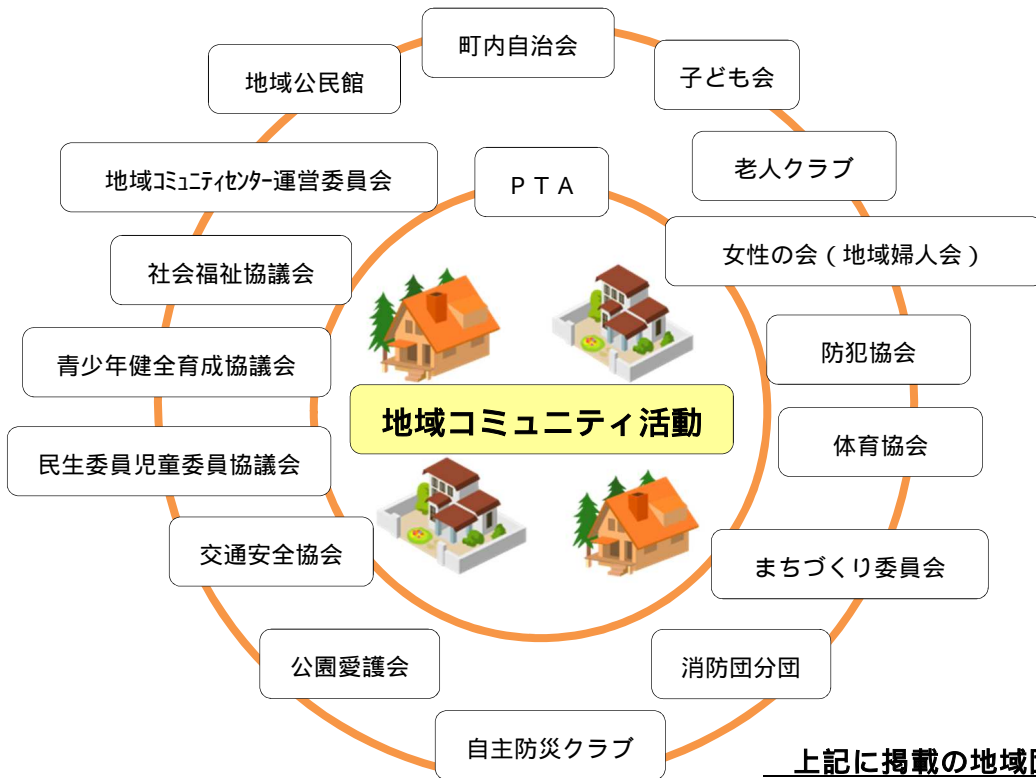
この「まちづくり活動の手引き」は、地域コミュニティ活動や健康福祉、子育て、環境など、特に市民生活に関係の深い本市の支援メニューを取りまとめたものです。

今後、地域と区役所やまちづくりセンターがさらに連携し、「ともに支えあい、文化に親しみ、安全で安心して、心豊かに暮らせる生活の実現」に向け、地域のまちづくりがさらに活発となるよう、この手引きをご活用いただきたいと思います。

みんなの力を合わせ
よりよいまちへ！



地域の特性を生かした互いに助け合う安心・安全な「まち」



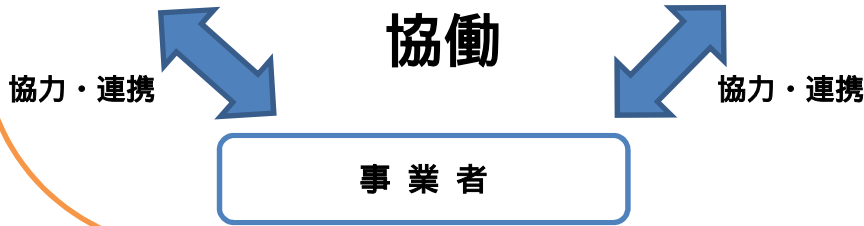
上記に掲載の地域団体は一例になります。

市民公益活動

ボランティア団体
NPO法人

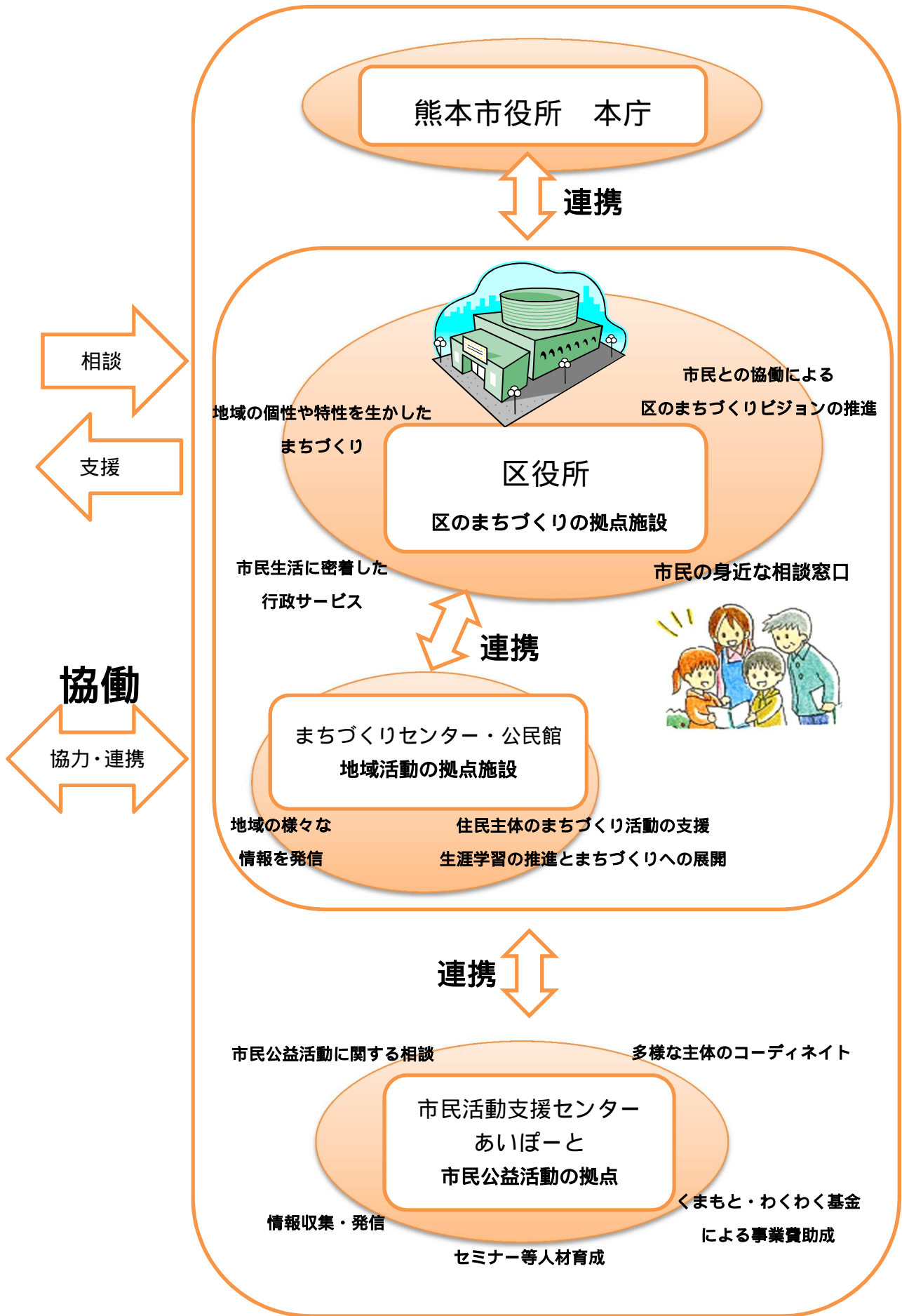
校区自治協議会

- ・地域団体相互の連携
- ・情報の共有化
- ・住民の意見・提案の集約
- ・住民と行政の協働



主な地域コミュニティ活動例

地域のまつり、体育祭、敬老会、文化祭、成人式等
 太鼓の育成等の伝統文化の継承
 防犯・防災活動
 いきいきサロン・子育てサロン等の福祉活動



2 熊本市の支援制度について

(1) 地域活動全般

町内自治振興補助金

町内自治活動及び地域住民への連絡調整に関し補助金を交付します。

対象・要件	町内自治会
内 容	均等割 200 世帯まで 60,000 円/年 201-400 世帯 65,000 円/年 401-800 世帯 70,000 円/年 801 世帯以上 75,000 円/年 世帯割 町内自治会加入世帯あたり 600 円/年
問合せ先	各区役所総務企画課、各まちづくりセンター 各区役所・各まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

校区自治協議会運営補助金

運営を円滑に行うため、事務等に要する経費の一部を補助します。

対象・要件	校区自治協議会
内 容	運営補助金として年額 20 万円以内 詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課、各まちづくりセンター 各区役所・各まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

地域コミュニティづくり支援補助金

町内自治会、校区自治協議会及びその構成団が主体的かつ継続的に行う環境・子育て・防犯・防災など、地域に身近な課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みに対し、補助金を交付します。

対象・要件	町内自治会、校区自治協議会、校区自治協議会の構成団体
内 容	募集時期、補助金額等は各区で異なりますので、各区役所総務企画課へお問い合わせください。 採択団体及び補助金額につきましては、各区の審査会において決定します。 詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課、各まちづくりセンター 各区役所・各まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

地域コミュニティセンターの設置

各小学校区のまちづくりの拠点施設として整備しています。

要件	地域コミュニティセンターの設置は、一小学校区単位で次に掲げる事項をすべて満たしたときに行うことができます。 (1) 設置可能な土地・建物が確保できること。 (2) 校区住民の総意に基づく要望があること。 (3) 当該校区において地域づくり活動が活発であること。 (4) 指定管理者として地域の各種団体の代表者等からなる運営委員会による管理の実施が見込め、かつ、事業の計画等が明確であること。
内容	「熊本市地域コミュニティセンター設置指針」に基づく。 詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	地域活動推進課 (096-328-2036)

地域コミュニティセンター使用料減免

地域づくり活動等に使用される場合は、使用料の減免などがあります。

対象・要件	各地域コミュニティセンター運営委員会が認めた団体等
内容	使用料の減免または免除 各地域コミュニティセンターによって取り扱いが異なりますので、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

市民活動支援センター事業

市民による様々な公益活動を推進していくための活動拠点として、総合保健福祉センター・ウェルパルクまもと1階に「市民活動支援センター あいぼーと」を開設しています。

対象・要件	町内自治会等の地域団体、ボランティア団体、NPO法人等の公益活動を行っている又は予定している団体
内容	・ ボランティア等に関する相談の受付、ボランティアの情報提供、発信 ・ NPO法人設立認証等の事前相談 ・ くまもと・わくわく基金に関する相談 ・ 団体の活動、交流や会議等スペースの提供、印刷機、コピー機の使用(有料) ・ 詳しくは、あいぼーとのホームページをご覧ください。
問合せ先	・ 地域活動推進課 (096-328-2036) ・ 市民活動支援センター あいぼーと (096-366-0168)

ボランティア活動保険

市内を拠点とする団体で、継続的かつ計画的な公益性のある活動を行う場合、「熊本市ボランティア活動保険」に加入することができます。（公益性のある活動とは、地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動、その他社会貢献活動などです。）

対象・要件	町内自治会等の地域団体、ボランティア団体、NPO法人等の公益活動を行っている又は予定している団体
内容	<p>損害賠償責任保険</p> <p>活動中、過失により他人の生命、身体、財物または保管物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none">・身体賠償 1名につき最高5,000万円（1事故につき最高1億円）・財物賠償 1事故につき最高5,000万円・保管物賠償 1事故につき最高300万円 <p>傷害保険</p> <p>活動中、思わぬ事故で指導者や活動者が負傷または死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none">・死亡 1名につき 300万円・後遺障害 障害の程度により1名につき最高300万円・入院 180日を限度として 日額3,000円・通院 90日を限度として（180日以内） 日額2,000円 <p>保険料は市が全額負担します。</p>
問合せ先	地域活動推進課（096-328-2036）

ボランティア募集情報、助成金情報の提供

ボランティアに関する情報や助成金情報を提供します。

対象・要件	町内自治会等の地域団体、ボランティア団体、NPO法人等の公益活動を行っている又は予定している団体や個人
内容	<ul style="list-style-type: none">・「市民活動支援センター あいぼーと」のホームページによる最新のボランティア募集情報、助成金情報の提供・「市民活動支援センター あいぼーと」登録者への、郵便、メール等によるボランティア情報や助成金情報の提供 <p>詳しくは、あいぼーとのホームページをご覧ください。</p>
問合せ先	<ul style="list-style-type: none">・地域活動推進課（096-328-2036）・市民活動支援センター あいぼーと（096-366-0168）

NPO法人及びNPO法人化の支援

市民公益活動を行うNPO法人の設立の相談や運営の支援をします。

対象・要件	NPO法人又はNPO法人設立を目指す団体
内 容	熊本市内にのみ事務所を有するNPO法人の各種申請・届出・報告などに関する相談や申請等の窓口です。 NPO法人資料の閲覧及びNPO法人設立に向けたセミナー等を行います。 事前相談窓口の開設時間は、朝 10 時～夜 7 時まで。休館日は第 2 木曜日、年末年始。
問合せ先	市民活動支援センター あいぼーと(096-366-0168)

市民公益活動支援基金(くまもと・わくわく基金)

市民公益活動を行うNPO法人、ボランティア団体、地域団体などに対し活動費の一部を助成します。

対象・要件	NPO法人、ボランティア団体、地域団体、左記団体の複合体
内 容	市民、事業者の方々からの寄附金をもとに翌年度事業費助成を行う。 ・ステップアップ助成 活動分野を問わず、事前に登録した団体の活動に対し助成を行います。 助成額 上限 25 万円 事業費の 2/3 まで助成 ・スタートアップ助成 設立後 3 年未満の団体に対し助成を行います。 助成額 上限 10 万円 事業費の 10 割まで助成
問合せ先	市民活動支援センター あいぼーと(096-366-0168)

地域公民館補助金

地域活動の拠点として期待される地域公民館の活動を支援するため事務費等、新築・建替え、営繕、建物の借り上げに要する経費の一部を補助します。

対象・要件	地域公民館	
内 容	事 業	内 容・補助額
	運営費補助事業	・年額 4 万 5 千～15 万円
	建設費補助事業	・建設費用の 1/2 上限 750 万円
	営繕費補助事業	・営繕費用の 1/2 上限 60 万円 ・対象事業費 5 万円以上 ・業者に発注した営繕事業であること
	借家料補助事業	・借家料年額の 1/3 上限 15 万円 ・借家料年額 6 万円以上の契約が対象
	詳細は、お問い合わせください。	
問合せ先	各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。	

公民館の使用料免除

熊本市立公民館の使用料を免除します。

対象・要件	<ul style="list-style-type: none">・市が主催、共催する行事・学校の施設等の都合により学校内で活動ができない部活動・学校教育・社会教育関係団体の活動・社会体育・文化関係団体の活動・社会福祉関係団体の活動・地域自治関係団体の活動 など
内 容	熊本市立公民館の使用料免除 申請方法：公民館で団体登録をし、事前に減免申請書を窓口へ提出 詳細はお問い合わせください
問合せ先	各公民館 各公民館の電話番号は、末尾に掲載しています。

地域活動のための印刷機の利用支援

地域活動運営を円滑に行うため、印刷経費の負担を軽減します。

対象・要件	まちづくり活動を目的として定期的に公民館等を利用する団体
内 容	(用紙を持参する場合) <ul style="list-style-type: none">・製版原稿 1 枚につき 100 円・印刷枚数 1 枚につき 1 円 (両面印刷は、印刷枚数に 2 円を乗じた金額) (用紙を持参しない場合) <ul style="list-style-type: none">・製版原稿 1 枚につき 100 円・印刷枚数 1 枚につき 2 円 (両面印刷は、印刷枚数に 3 円を乗じた金額) 詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各公民館 各公民館の電話番号は、末尾に掲載しています。

公共交通不便地域等へのコミュニティ交通の導入支援

地域が主体となって運行するコミュニティ交通の運行経費の一部を補助します。

対象・要件	地域住民により構成される団体 (地域でコミュニティ交通の運行協議会を設立し、運行計画の策定、運行開始後の運営を行う。)
内 容	既存のバス停や鉄道駅からやや遠く、不便な地域(直線距離で500m以上、1,000m未満の地域)における、移動手段の利便性を向上させるための地域の取組みに対して支援を行います。 ・初期費用 停留所等の初期投資費用の全額 (車両購入に係るものを除く) ・運行費用 運行費用の70%まで(上限300万円/年) 但し、運行開始1年目は運行費用の90%まで(上限380万円/年) 運行開始2年目は運行費用の80%まで(上限340万円/年) 詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	・区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 ・交通政策課(096-328-2510)

マンション管理士派遣

マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立運営や適切な管理を支援するためマンション管理士を派遣します。

対象・要件	熊本市内のマンション管理組合(原則1管理組合につき年度内2回まで)
内 容	相談コース又は講座コースから選択(1回2時間) ・申請書等を住宅政策課へご提出ください。 ・マンション管理士は、熊本市が協定を締結している一般社団法人 熊本県マンション管理士会から派遣されます。 ・マンション管理士の派遣に要する費用は、市が負担します。会場費などの費用は含みません。 詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	住宅政策課(096-328-2438)

(新規) 地域支え合い型サービス補助金

介護保険事業の一環として支援等が必要な高齢者に対する地域の住民主体による支え合いサービスに対して、運営費等を補助します。

対象・要件	<ul style="list-style-type: none">・地域団体・特定非営利活動法人・その他市長が認める団体
内 容	地域支え合い型訪問サービス 月額 2～12 千円 地域支え合い型移動支援サービス 月額 2～12 千円 地域支え合い型通所サービス 月額 30～72 千円 設立・更新費 ～ 年額 50 千円/3 年度に 1 回 特定研修費 、 のみ 年額 30 千円
問合せ先	高齢福祉課 (096-328-2963)

(2) 都市づくり・景観・公園

まちづくりコンサルタント派遣制度

地区計画や建築協定等を活用したまちづくりのための支援を行います。

対象・要件	地区計画や建築協定等を活用したまちづくり計画を定めようとする住民主体の団体
内 容	団体からの申請により、専門知識と実務経験を有するまちづくりコンサルタントの派遣 派遣に係る経費は市が負担します。
問合せ先	都市政策課 (096-328-2502)

まちづくり(景観)アドバイザー派遣制度

景観に関する景観づくり市民団体の設立や景観形成に寄与する活動の支援を行います。

対象・要件	地域の住民等からなる団体
内 容	団体からの申請により、専門知識と実務経験を有する外部講師の派遣 派遣に係る経費は市が負担します。
問合せ先	都市整備景観課 (096-328-2508)

違反広告物簡易除却協力員制度

協力団体として認定された団体(町内自治会、商店街など)の会員が、市の指導のもとで、違反屋外広告物(はり紙など)の簡易除却活動を行います。

対象・要件	市民により構成されたグループ、町内自治会、企業などの団体 協力団体として認定を受けることが必要になります。
内 容	・除却協力員証の交付 ・講習会の実施 ・活動に必要な用具の支給・貸与 ・ボランティア保険の加入(保険の加入には一定の条件があります)
問合せ先	都市整備景観課 (096-328-2508)

ふれあい美化ボランティア制度

(道路・河川・公園・樹木・町内区域・観光施設の美化活動)

道路・河川・公園など身近な公共スペースの美化について市と協定を結び、市がそれを支援する制度です。

対象・要件	市民により構成されたグループ、町内自治会、企業などの団体
内容	【活動内容】 一定区間の定期的な活動 ・花壇の手入れ、ごみ拾いなどの清掃美化活動 ・危険箇所・不法投棄の連絡などのパトロールなど 希望する場所や区域を申請していただき、市と協議のうえ、決定します。 【支援内容】 ・清掃用具の提供 ・ボランティア保険の加入(保険の加入には一定の条件があります) ・ごみの回収など
問合せ先	地域活動推進課 (096-328-2036)

公園愛護会助成金

公園の円滑な維持管理のため、経費の一部を助成します。

対象・要件	公園愛護会
内容	公園愛護会への助成額 基礎額 5,000 円/団体 面積割 5 円/m ² (100 円未満切捨) 上限額 25,000 円/団体
問合せ先	各土木センター河川公園整備課 各土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

公園の利活用に関する許可

町内自治会や公園愛護会等の地域団体が公園を利活用できるよう、使用料の減免を行います。

対象・要件	町内自治会、校区自治協議会、公園愛護会等
内容	地域のコミュニティ、公園愛護会の活性化に寄与する場合は、使用料を減免します。 (都市公園使用料にかかる減免要綱による)
問合せ先	各土木センター河川公園整備課 各土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

公園愛護会支援

公園の円滑な維持管理のため、活動に必要な支援を行います。

対象・要件	公園愛護会
内 容	・ 清掃用具用簡易倉庫の設置 ・ ボランティア保険の加入
問合せ先	各土木センター河川公園整備課 各土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

公園協働地域業務委託事業

校区自治協議会または町内自治会と公園の維持管理について委託契約及びボランティア協定を締結する事業です。

対象・要件	熊本市が管理する公園区域
内 容	業務委託対象事業（例） ・ 年 3 回の除草（除草～運搬～処分） ・ 樹木の剪定・かん水 ボランティア対象事業（例） ・ 4 回目以降の除草 ・ 日常的な清掃活動及び公園パトロール 詳細な事業内容については、下記にお問い合わせください。
問合せ先	各土木センター河川公園整備課 各土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

(仮称)花畑広場の使用に関する許可

市民にも気軽に使用していただくため、使用料の減免を行います。

対象・要件	市民（営利目的の使用を除く）
内 容	物品の販売その他これに類する行為等が無い場合には、使用料を減免します。 （減免基準による）
問合せ先	都市整備景観課（ 096-328-2537 ）

私道整備補助金

市内の一般交通の用に供されている私道の舗装工事や側溝等の排水施設工事などに対して、工事費の一部を補助します。

対象・要件	所有者の異なる家屋3棟以上の敷地の出入りに利用されている私道の所有者等 ・一般交通の用に供されていること ・所有者の異なる家屋3棟以上の敷地への出入りに利用され始めてから3年以上経過していること ・所有者の異なる複数の土地が接していること ・工事施行箇所の私道幅員が1.8メートル以上あること ・工事施行箇所の土地の所有者の承諾書が得られていること
内容	工事費（市基準単価による基準工事費もしくは業者見積による申請工事費のいずれか安価な方）の75% ただし、補助金の額が250万円を超える場合は250万円、10万円未満の場合は交付対象外
問合せ先	各土木センター及び各地域整備室 各土木センター及び地域整備室の電話番号は、末尾に掲載しています。

景観形成活動支援

街並みの保全、修繕や商店街などの統一された街並みづくりに支援を行います。

対象・要件	住民協定を締結している住民等
内容	総額の1/2以内で100万円を上限
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構（096-333-2522）

(3) 子育て・子ども

子育て相談・保育支援事業

子育て相談や保育支援を行います。

対象・要件	市民及び地域団体等
内 容	<p>地域の子育て親子への交流支援・情報提供</p> <p>保育園開放を通じての子育て相談・保育支援</p> <p>保育園開放は各保育園で受付</p> <p>電話による子育て相談（随時対応）</p>
問合せ先	<p>上記・・・子育て支援センター（20ヶ所）</p> <p>上記・・・保育幼稚園課（096-328-2568）</p> <p>上記・・・各区役所保健子ども課</p> <p>子育て支援センターの電話番号は、【3 地域活動 Q&A 「Q7.子育てに関することは、どこで ということをやっているの？」】を参照ください。</p> <p>各区役所の電話番号は末尾に掲載しています。</p>

子どもの未来応援基金（旧エンゼル基金 H31.4.1 に名称変更）

子育て支援や子どもの健全育成活動を自主的に展開している団体等に加え、新たな子ども食堂の立ち上げ経費や運営に係る経費に対して、基金の運用収益や寄附金を利用し、活動費の助成を行います。

対象・要件	熊本市在住の個人、熊本市内に本拠地又は事務所がある団体
内 容	<p>地域における子育て支援活動</p> <p>児童の健全育成を目的とする活動</p> <p>障がいのある児童を支援する活動</p> <p>ひとり親家庭及び両親のいない児童を支援する活動</p> <p>父親の子育て及び育児参加を推進する活動</p> <p>食事の提供を通し全ての子どもが気軽に立ち寄れる子どもの居場所づくりを行う活動</p> <p>の子ども居場所づくりに加え、学習等様々な学びの支援を行う活動</p> <p>等の子育て支援活動を行う団体又は個人に対し助成を行う。</p> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 から までの活動を行う設立後3年目までの団体又は活動開始から3年目までの個人に対し、初年度5万円、次年度5万円。 ・上記 から までの活動を実施し、特に効果的・先進的な取組で、他の模範となる活動に対し、単年度上限10万円。 ・上記 の活動を実施する団体に対し、開催回数に応じて運営費を補助。 年4～12回 5万円 年13～18回 7万円 年19～24回 10万円 年25回以上 15万円 ・上記 の活動に加え、 の活動を拡充する団体に対し、単年度上限5万円。
問合せ先	子ども政策課（096-328-2156）

乳幼児ママパパ教室

就学前乳幼児の保護者による団体やグループに学習会の講師を派遣します。

対象・要件	就学前の子どもを持つ保護者 10 人(原則として)程度の市内の子育てサークル、地域の子育てグループ、保護者会
内 容	未就学児の保護者を対象とした子育て等講座への外部講師の派遣 助成額：講師料 6,000 円を直接支払い(熊本市負担)
問合せ先	熊本市総合子育て支援センター (096-364-0123)

地域組織活動補助金

地域の児童の健全な育成に寄与する団体の活動を支援するため、事業経費の一部を補助します。

対象・要件	各児童館ごとに、概ね 20 人以上で組織される地域組織
内 容	地域組織の活動に対する補助金 補助金額 対象経費の1/2 以内 1 組織あたり上限(年額) 15 万円
問合せ先	子ども支援課 (096-328-2158)

子育て支援ネットワーク推進

地域で行われている子育て支援に関する取り組みへの支援を行います。

対象・要件	市民及び子育て支援のために活動する地域団体等
内 容	各区役所の保健師と地域の関係機関が協働で、子育て支援に関する情報交換や地域の子育て支援活動を行います。
問合せ先	子ども政策課(096-328-2156) 各区役所保健子ども課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

子育てほっとサポーター事業

子育て支援に関心がある方、子育て経験者などを「子育てほっとサポーター」として養成します。子育てほっとサポーターは、地域の子育てサークルや子育て支援センターなどで活動します。

対象・要件	活動の依頼は、就学前の子ども及びその保護者が利用する子育て支援に関わる施設及び地域の子育てサークル等
内 容	親子の見守りや話し相手、親子遊び、絵本の読み聞かせ、その他目的に沿った活動。 活動場所：市内の子育て支援に関わる施設や、地域の子育てサークル、区役所等
問合せ先	熊本市総合子育て支援センター (096-364-0123)

オレンジリボンサポーター養成講習会

子どもの虐待防止について講習会を行う講師を派遣します。

対象・要件	おおよそ 15 名以上の地域団体や育児サークル、保育園、幼稚園、学校、企業等任意の団体
内 容	子どもの虐待防止に関する講座や勉強会を開催される場合は講師を無料で派遣します。 (実施期間はお問合せください。)
問合せ先	子ども政策課 (096-328-2156)

ファミリー・サポート・センター<熊本>

子どもを預けたい方(依頼会員)と預かりたい方(協力会員)との相互援助活動で子育て支援を行います。

対象・要件	依頼会員は熊本市在住又は熊本市内に通勤する方で、生後 3 ヶ月(病児は生後 6 ヶ月)から小学 6 年生までの子どもをお持ちの方 協力会員は熊本市内在住の成人の方で概ね 70 歳までの健康な方
内 容	一時的で軽易な子どもの預かりや送迎(原則として子どもを預かる場所は協力会員の家です。) 依頼会員・協力会員ともに、会員になるためには講習会の受講が必要です。 詳しくはファミリー・サポート・センター<熊本>事務局へお問い合わせください。
問合せ先	ファミリー・サポート・センター<熊本>事務局(熊本市男女協同参画センターはあもにい内) (096-345-3011)

家庭教育セミナー

子育てや親の学びに関する専門の講師を派遣し、1~2 時間程度の講話やグループワークを実施します。

対象・要件	PTA や職場など子どもを持つ保護者で概ね 10 人以上の団体・グループ
内 容	「就学前の親としての心構え」、「子どもとのコミュニケーションのとり方」、「スマートフォン・携帯電話について」など家庭教育に関すること 助成内容：講師謝金を市が負担します。
問合せ先	青少年教育課 (096-328-2277)

校区青少年健全育成協議会運営費補助金

地域総ぐるみによる青少年の健全な保護育成を図るため運営経費の一部を補助します。

対象・要件	校区青少年健全育成協議会
内 容	基本額及び校区内の世帯数に応じた加算額の合算額 2,499 世帯まで 56,000 円/年 2,500-4,499 世帯 61,000 円/年 4,500 世帯以上 66,000 円/年
問合せ先	各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

中学生地域交流推進事業助成金

中学生と地域住民との交流を促進するため、ふれあい活動に対して助成します。

対象・要件	校区青少年健全育成協議会、中学生地域交流推進事業実行委員会
内 容	助成対象事業費の 1/2 以内（上限 8 万円）
問合せ先	各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

冒険遊び場（プレイパーク）事業

遊びを通じて子どもの育成を図るプレイパーク活動を支援します。

対象・要件	校区青少年健全育成協議会、プレイパーク実行委員会
内 容	・遊び材料・工作道具代等の補助（新規開設の 1 回のみ 10 万円以内、以降、支援額 1 回 3 万円以内で年度 5 回まで支援） ・プレイリーダーの養成支援、派遣等 プレイパークの新規開設についてはご相談ください。
問合せ先	・各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

健全育成懇談会～地域で育てる青少年～の開催

非行防止や健全育成、子育てやしつけ、家庭の役割など地域住民との懇談会を開催します。

対象・要件	町内自治会、PTA、地域で子どもの非行防止に関心のある団体等
内 容	・講師の無料派遣 ・啓発ビデオの上映 申込みについては、お早めに青少年教育課（青少年センター）へご連絡ください。
問合せ先	青少年教育課（青少年センター）（ 096-328-2759 ）

(4) 人権・学び・文化・スポーツ

人権学習に関する講師の紹介

暮らしに身近な人権に関する学習の講師を紹介します。

対象・要件	人権に関する研修会等を企画している地域団体、職場、行政等
内 容	<p>・講師登録者数 30名(平成31年度)</p> <p>・講師一覧より、学習したい分野の講師を選び、その講師と直接打ち合わせをして下さい。</p> <p>なお、費用が必要な場合は、主催する団体等の負担となります。</p> <p>詳細はお問合せ下さい。</p> <p>熊本市人権啓発市民協議会ホームページ (http://lovemin.jp/)</p>
問合せ先	人権推進総室 (096-328-2333)

地域団体等が開催する人権学習に関する啓発映像及び機器の貸し出し

暮らしに身近な人権に関する研修等を開催する場合のビデオ・DVD・紙芝居及びプロジェクターなど機器類の貸し出しを行います。

対象・要件	人権に関する研修会等を企画している地域団体・職場・行政等
内 容	<p>【貸出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に電話等で予約 ・1回につき3巻以内 ・貸出期間は概ね1週間以内 ・費用は無料 <p>【貸出物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ・DVD(平成31年度リスト354本) ・紙芝居(A1サイズ 6作品・B4サイズ 48作品) ・パネル(B2サイズ 13枚1セット) ・ビデオデッキ・DVDプレイヤー・プロジェクター ・スクリーン・スピーカー <p>詳細はお問合せ下さい。</p> <p>熊本市ホームページ または熊本市人権啓発市民協議会ホームページ(http://lovemin.jp/)をご覧ください。</p>
問合せ先	人権推進総室 (096-328-2333)

男女共同参画出前講座

男女共同参画に関する講座や勉強会を開催される場合、講師を原則として無料で派遣します。

対象・要件	10名以上のグループ（企業、学校、地域団体等）
内容	「地域で支える子育て・介護」、「セクハラのない職場環境」、「DV・デートDVについて」、「男女共同参画視点からの防災」、「LGBTの基礎知識」など、地域団体や学校、企業、PTA等が男女共同参画に関する講座や勉強会を開催される場合、それぞれのテーマに合わせ講師を原則として無料で派遣します。お気軽にご利用、ご相談ください。 開催日時と会場を決めて、1ヶ月前までに男女共同参画課に申込み下さい。 詳しくは、熊本市ホームページをご覧ください。
問合せ先	男女共同参画課（096-328-2262）

出前講座

行政機関や病院、大学、その他の団体から講師を無料で派遣します。

対象・要件	市内に在住、在勤または在学している概ね10人以上で構成された地域団体・グループ。
内容	教育・文化、子育て、福祉と健康、生活、市政・まちづくり、環境等のメニューの中から講座を選び、各講座担当部署へご連絡ください。詳しくは、「わくわく学習情報くまもと」ホームページ（ http://wakugaku.hinokuni-net.jp/ ）をご覧ください。
問合せ先	生涯学習課（096-328-2736）

おでかけ公民館講座

地域団体等の学習活動の際、ご要望に応じて、熊本市立公民館が支援する事業です。

対象・要件	町内自治会、地域公民館、子ども会等の地域団体及び学校、PTAなどの団体の学習活動等
内容	・人権、健康、音楽・鑑賞、文化教養、国際理解、子育て、造形活動などご要望に応じた講座の企画への助言、講師の紹介等。 ・講師謝金については、依頼者（団体）と公民館で協議します。 ・最寄の公民館へ、1か月前までにご連絡ください。
問合せ先	各公民館 各公民館の電話番号は、末尾に掲載しています。

野外活動等指導者派遣

地域の子ども会等子どもを対象に実施される野外活動等に指導者を派遣し、キャンプやレクリエーションゲームの指導を行います。

対象・要件	熊本市内の青少年で構成する10人以上の団体
内容	指導者への謝礼金の一部を市で負担
問合せ先	生涯学習課（096-328-2736）

人もペットも安心して暮らそう講座

犬・猫の適正飼養について説明を行います。

対象・要件	犬猫の飼い主を含めた地域団体、おおむね 10 名以上で構成された団体・グループ
内 容	地域住民が気持ちよく生活するために、犬猫を飼育する上での法令、ルールやモラルを学ぶ教室を開催
問合せ先	動物愛護センター (096-380-2153)

住まいの衛生出前教室（講師派遣）

実際に材料を使って、ほう酸団子の作り方の講習会を開催します。

対象・要件	おおむね 10 名以上の市内の団体・グループ
内 容	地域の皆さんで住まいのゴキブリを駆除してもらうために、ほう酸団子の作り方の講習会を開催します。 開催日時と会場を決めてお申込みください。
問合せ先	生活衛生課 (096-364-3187)

図書館資料の団体貸出

市立図書館にある資料を団体等に貸し出しします。

対象・要件	・市内の地域団体、社会教育団体、その他これに類する団体 ・図書の出借、返却及び保管できる場所、設備の要件を備えること。
内 容	・団体等の代表は、団体貸出申込書を提出し登録を受けること。 ・貸出期間 2ヶ月以内 ・貸出冊数 300冊を限度とする。 図書館資料の管理は、当該団体の代表が行う。
問合せ先	熊本市立図書館 (096-363-4522)

視聴覚資料の団体貸出

DVD やスクリーンなどを館外に貸し出しいたします。

対象・要件	館外で利用しようとする団体等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体貸出申込・・・貸出日の属する月の2ヶ月前から ・ 貸出期間・・・貸出日から起算して3日以内 ・ 視聴覚資料等の種類と1回当たりの貸出数量 <p>(1) 16ミリ映画フィルム、ビデオテープ、DVD 同一種類の資料5巻以内</p> <p>(2) 16ミリ映写機、プロジェクター いずれか1台</p> <p>(3) ビデオ・DVD デッキ 1台</p> <p>(4) スクリーン 1枚</p> <p>(5) 暗幕 映写に必要な枚数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器等の貸出〔(2)～(5)〕については、(1)の視聴覚資料を視聴貸出する場合に限りません。 ・ 視聴覚資料等の管理は、当該団体の代表者が行います。 <p>貸出期間・・・図書館内で利用する場合は貸出当日の図書館開館時間内</p>
問合せ先	熊本市立図書館 (096-363-4522)

郷土文化財保存活動事業費補助

市内の郷土文化財等の保存、顕彰及び公開に努める地域の各種団体の保存活動事業に係る経費の一部を補助します。

対象・要件	<p>下記に掲げる要件のいずれにも該当する文化財の保存・顕彰等を行う団体で、市長が適当と認められたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の規約を有すること。 ・ 人事、財政等団体の運営が健全かつ自主的に行われていること。 ・ 郷土文化財の保存、振興及び顕彰活動の実績を有すること。 ・ 本市内に事務局が置かれていること。 ・ 郷土文化財の保存、振興及び顕彰活動に関し、この要綱に基づく補助金以外の補助金を本市から受けていないこと。 ・ 営利、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統芸能、技術の保存、振興 ・ 歴史遺産の保存、顕彰、公開及び郷土の先哲の顕彰 ・ その他市長が認めるもの <p>補助率及び補助額等詳細は、お問い合わせください。</p>
問合せ先	文化振興課 (096-328-2039)

文化財保存修理事業費補助

市内に存在する指定文化財の所有者等が実施する文化財の管理・修理・復旧・保存・活用事業の経費の一部を補助します。

対象・要件	下記に掲げる要件のうち文化財等の所有者、保持者又は管理者で、補助金の交付の対象となる事業（ただし、国の機関及び地方公共団体は、補助金の交付を受けることができません。） <ul style="list-style-type: none">・文化財保護法により指定された文化財で、熊本市内に存在するもの。・熊本県文化財保護条例により指定された文化財で、熊本市内に存在するもの。・熊本市文化財保護条例により指定された文化財
内 容	<ul style="list-style-type: none">・国指定文化財の修理、管理、公開その他保存及び活用等に関する事業で、国庫補助金（県補助金）の交付を受けて実施するもの・県指定文化財の修理、管理等に関する事業で、県補助金の交付を受けて実施するもの・市指定文化財の修理・管理等に関する事業 補助率及び補助額等の詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	文化振興課（ 096-328-2039 ）

国際交流員（中国、韓国、アメリカ、ドイツ）の派遣

国際交流・国際理解に関する、市民の皆さんのグループなどでの活動に対し、日本語で対応できる国際交流員を派遣します。

対象・要件	小中学校、高校、大学、クラブ活動、家庭教育学級などでの活動のほか、公民館や地域コミュニティセンターなど地域での活動、あるいは職場や国際交流団体などで開催する概ね 10 人以上の活動（ただし、営利を目的とするもの、政治・宗教に関連するものは対象外）
内 容	国際交流員による出身国の事情や、文化・生活習慣などの講話 <ul style="list-style-type: none">・講話については原則 2 時間以内・派遣時間は月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 4 時まで・活動場所は熊本市内に限ります。
問合せ先	国際課（ 096-328-2070 ）

総合型地域スポーツクラブ育成

生涯スポーツの振興の取り組みとして校区や地域で活動している総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。

対象・要件	総合型地域スポーツクラブ又は設立準備委員会
内容	<ul style="list-style-type: none">・夜間開放学校運動施設優先使用・夜間開放学校施設の管理委託・小中学生対象スポーツ活動施設使用料減免・人材育成事業・スポーツクラブ交流会開催・スポーツクラブ育成フォーラム開催・スポーツ用具の無料貸出（1年間）・印刷機の無償使用（広報誌・イベントチラシ印刷等）・設立準備委員会アドバイザー派遣
問合せ先	スポーツ振興課（096-328-2724）

スポーツリーダーバンク制度

スポーツイベント等で指導者の派遣を希望するグループや団体に対し、スポーツリーダーバンク登録者を派遣します。

対象・要件	<ul style="list-style-type: none">・5名以上の市内に居住または通勤される方によって構成されたグループや団体（学校を含む）・活動参加者全員がスポーツ安全保険等に加入されているグループや団体
内容	熊本市スポーツリーダーバンクに登録されている種目別リーダー、地域スポーツリーダー、マネジメンタリーダーを要望に応じて派遣します。 詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	スポーツ振興課（096-328-2724）

体育協会運営補助金

生涯スポーツの振興・普及を行う各校区体育協会の運営事業に対してスポーツ振興を図るため、運営経費の一部を補助します。

対象・要件	校区体育協会
内容	各校区体育協会に対して、事業実績に基づき補助
問合せ先	熊本市体育協会（096-328-2724）

スポーツ用具無料貸し出し

地域のイベントや子ども会、PTAでの行事などで気軽にスポーツを楽しんでいただくために、スポーツ用具を無料で貸し出しします。

対象・要件	団体
内 容	<p>ニュースポーツから一般種目、健康器具など約 100 種目の用具の中で、ご希望の用具を貸し出しいたします。(1週間)</p> <p>お申込みは、水前寺競技場へお電話ください。</p> <p>詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。</p>
問合せ先	水前寺競技場 (096-381-9323)

学校施設使用料・旧学校利用施設使用料の減免

生涯スポーツ振興施策の一環として、学校施設使用料及び旧学校利用施設使用料を減免します。

対象・要件	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市が認める総合型地域スポーツクラブが対象校区の学校または旧学校利用施設において主催する行事 ・校区住民で組織する団体(PTA、子ども会、体育協会、町内自治会など)が当該校区の学校または旧学校利用施設において主催する行事 ・熊本市又は熊本市教育委員会が主催するスポーツ大会に校区代表として出場することが決定している団体が、当該大会開催日前 10 日間に出場種目の練習で使用するもの ・障がい者団体等が主催し、障がい者のために開催される行事
内 容	<p>下記の学校施設等を利用する場合、施設使用料を免除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市立小学校の校庭、教室、体育館、武道場 ・熊本市立中学校の校庭、教室、体育館、武道場 ・熊本市立幼稚園の校庭、教室 ・熊本市立総合ビジネス専門学校の教室、体育館 ・熊本市立高等学校の校庭、体育館、武道場 ・熊本市旧学校利用施設グラウンド・体育館 <p>ただし、照明使用料は減免しません。</p> <p>対象・要件にある「行事」は「スポーツ、社会教育及び地域振興などに関して特別に開催される行事で、反復して行う練習等は除く。」とする。</p> <p>熊本市旧学校利用施設：旧松尾東小学校・旧松尾西小学校・旧松尾北小学校</p>
問合せ先	教育政策課 (096-328-2704)

(5) 防犯・防災

熊本市防犯灯補助金

防犯灯に関する電気代等維持管理費の一部を補助します。

対象・要件	町内自治会
内 容	年間 1 灯あたり 10 ワット以下 1,200 円 10 ワット超 20 ワット以下 1,400 円 20 ワット超 40 ワット以下 1,800 円 40 ワットを超える 2,000 円 年度途中で新たに設置される場合はご相談下さい。 防犯灯の設置に関する補助については、所轄警察署内の地区防犯協会（連合会）にご相談ください。詳しくは【3 地域活動 Q&A 「Q2 街路灯・防犯灯の違いは？」】を参照ください。
問合せ先	各区役所総務企画課、各まちづくりセンター 各区役所・各まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

LED 等防犯灯取替補助金

地域における省エネルギー推進及び町内自治会の負担軽減の視点から、既設の防犯灯を L E D 等機器へ取り替える際に補助金を交付します。

対象・要件	町内自治会
内 容	助成金額 1 灯につき 定額 6,000 円（6,000 円を下回る場合はその額。ただし、100 円未満切捨て） 予算額 1,380 万円（平成 31 年度） 必ず取替前にお申し込みください。 申請額全体が予算を超過する場合は申請灯数の調整を実施します。 機器の取替に対する補助のため、球換えは補助の対象外となります。 省エネルギーを目的とするため、原則、ワット数が減少する取替えが対象となります。 詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課、各まちづくりセンター 各区役所・各まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

校区等防犯協会補助金

地域での積極的な防犯活動、防犯意識の啓発・広報活動を行う校区等防犯協会の円滑な運営と、より効果的な事業推進のため、経費の一部を補助します。

対象・要件	校区防犯協会 松尾地区・大和地区は地区防犯協会
内 容	1 団体あたり年間 10 万円を補助
問合せ先	各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

犯罪を防ぐ安全安心まちづくり

市民等が犯罪に遭わない・犯罪を発生させないための安全安心まちづくり活動の支援を行います。

対象・要件	地域団体等
内 容	・情報の提供 ・助言等 ・安全安心パトロールの連携
問合せ先	各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

消費生活出前講座

悪質商法など消費生活に関することについて、公民館、集会所、学校等で講座を開催します。

対象・要件	市内に居住又は市内の学校・職場など概ね 10 人以上の団体・組織
内 容	講師の無料派遣による出前講座を実施
問合せ先	消費者センター (096-353-5757)

熊本市消防施設等補助金

本市が所有する以外の消防団が管理する消防施設の営繕（機械倉庫、防火水槽、消火栓ボックス）及び撤去（火の見やぐら、防火水槽）に係る経費を補助します。

対象・要件	消防団各分団
内 容	当該事業費の 90%にあたる額又は 10 万円のうち低い金額
問合せ先	消防局警防部警防課 (096-372-2770)

自主防災クラブによる防災のまちづくり

自主防災クラブの結成準備等の支援、避難誘導場所などの情報提供、防災訓練、防災啓発などの活動に対し、現物支給など必要な支援を行います。

対象・要件	新規結成自主防災クラブ
内容	防災資機材等の支給（世帯数に応じた点数で選択） ・自由選択資機材 スコープ、発電機、倉庫等、自主防災クラブの活動に必要な物品に限る。 ・選択資機材 クラブ旗、ヘルメット、腕章、警笛、メガホン、トランジスタメガホン、ラジオ付ライト、ロープ、防災シート、担架、消火用バケツ、誘導旗、背負い式搬送ベルト、トランシーバー、反射ベスト、折りたたみ式リヤカー、簡易トイレ、50人用災害用救急セット、救助資機材セット 詳細はお問合せ下さい。
問合せ先	・各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 危機管理防災総室（096-328-2490）

校区防災連絡会及び避難所運営委員会の設立

校区単位の防災連絡会及び避難所運営委員会の設立を協働で行います。

対象・要件	校区自治協議会等
内容	東日本大震災や熊本地震などの大規模災害に備え、平常時から関係者が集まって「校区防災連絡会」を開催し、発災後は「避難所運営委員会」を中心とした、自主的な「避難所開設・運営」、「小学校区内の情報収集・物資配布」などが行われる体制づくりを行います。
問合せ先	・各区役所総務企画課、各まちづくりセンター 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 ・危機管理防災総室（096-328-2490）

住宅用火災警報器の設置対策

地域団体等の集会に出向き、住宅用火災警報器の必要性や効果、維持管理等の説明を行います。

対象・要件	市民、地域団体等
内容	・住宅用火災警報器の必要性、効果、奏功事例、設置場所及び維持管理等に関する説明会を実施 ・相談、助言等 詳細はお問合せ下さい。
問合せ先	消防局予防部予防課（096-363-0263）

地域版ハザードマップ作成支援

町内自治会単位でのハザードマップ作成に係る支援を行います。

対象・要件	町内自治会等
内 容	・ 防災及びマップ作成に関する講習会の実施 ・ 地域の災害危険箇所に関する相談・助言 ・ マップの作成に係る物品の調達、印刷等 事前申請が必要です。詳細はお問い合わせください。
問合せ先	・ 各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 ・ 危機管理防災総室 (096-328-2490)

電柱への海拔表示板、避難場所表示板等の設置支援

町内自治会等が海拔等の表示板を設置する際、市が窓口となり設置の承認を得ます。

対象・要件	町内自治会、自主防災クラブ等
内 容	地域における防災意識の向上及び防災体制の整備を目的に、九州電力又N T T西日本が所有する電柱に対して、町内自治会等が海拔や避難場所経路等の表示板を設置するにあたり、市が窓口となり設置の承認を得ます。 申請には、電柱番号や写真等の添付が必要となるため、まずはご相談ください。
問合せ先	危機管理防災総室 (096-328-2490)

雨水浸透柵設置補助金

雨水を地下に浸透させ、各家庭から外へ流れ出す雨水の量を抑えることで、道路の冠水を軽減させ、さらには地下水涵養の効果がある「雨水浸透柵」の設置に対して助成を行います。

対象・要件	熊本市内で家の新築、購入、リフォーム等の際や現在お住まいのお宅に雨水浸透柵設置を計画されている方。 * 浸透柵を設置する敷地の所有者の方または、所有者の同意を得た方 * 市税を滞納していない方 補助対象基数 ・ 新築、増築住宅の場合 2基目から補助します。 ・ 既存住宅の場合 1基目から補助します。
内 容	助成額(1基あたり) ・ 塩化ビニル製 14,000円 ・ コンクリート製 19,000円 限度額(1申請あたり) ・ 20万円まで 事前申請が必要です。詳細はお問合せください。
問合せ先	河川課 (Tel 096-328-2571)

(新規) 上下水道の災害対応設備の研修

市立小中学校に設置が進められている貯水機能付給水管の使い方や組み立て方等の研修を行います。

対象・要件	貯水機能付給水管が整備されている小中学校区にお住まいの方で、地域防災に興味のある方のグループ(概ね10人以上) ご不明の場合はお問い合わせください。
内容	災害発生時に地域の方で迅速に対応できるように、断水が発生した場合でも飲み水を確保する貯水機能付給水管の使い方や組み立て方法等について、実習を交えながら説明を行います。 研修時間は約1時間です。
問合せ先	上下水道局 総務部 給排水設備課 (096-381-1151)

(6) 福祉・健康

民生委員児童委員協議会活動推進費補助金

単位民生児童委員協議会の活動推進のため、定例会・研修会等の開催に係る事務事業に要する経費の一部を補助します。

対象・要件	民生委員児童委員協議会
内 容	事務事業経費として年額 13 万円以内を補助
問合せ先	健康福祉政策課 (096-328-2340)

単位老人クラブ活動助成金

事業に要する経費の一部を補助します。

対象・要件	単位老人クラブ
内 容	活動助成金 年額上限 48,000 円 (4,000 円×活動月数) 健康増進助成金 年額 5,000 円 9 ヶ月以上 (新規結成クラブの場合 6 ヶ月以上) にわたって活動を行う団体が対象です。
問合せ先	・高齢福祉課 (096-328-2963) ・各区役所福祉課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

老人クラブ結成助成金

老人クラブを新たに結成する場合に経費の一部を助成します。

対象・要件	単位老人クラブ (新規)
内 容	新規に老人クラブ結成時 2 万円 再結成は除きます。
問合せ先	・高齢福祉課 (096-328-2963) ・各区役所福祉課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

シルバーヘルパー活動推進事業補助金

講習会を受講したシルバーヘルパーによる友愛訪問等の地域福祉活動に対し補助します。

対象・要件	シルバーヘルパー () を有する地区老人クラブ連合会等
内 容	対象団体に対し、年額 10 万円を上限として事業費の 1/2 を補助 シルバーヘルパー活動 (元気高齢者による虚弱高齢者への支援、福祉施設への奉仕・慰問等) を行うための「シルバーヘルパーの養成講習会」の受講を修了した方。
問合せ先	高齢福祉課 (096-328-2963) シルバーヘルパー養成講習会については、熊本市老人クラブ連合会 (096-341-1060)

「くまもと元気くらぶ」活動支援事業補助金

運動を取り入れた介護予防活動を継続的に取り組む高齢者等のグループを支援します。

対象・要件	くまもと元気くらぶ（市内で介護予防活動に自主的に取り組み、下記の要件を満たすグループ。） <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の半数以上は65歳以上で構成する団体であること ・毎回の参加人数はおおむね10人以上を確保すること ・市が推奨する運動をおおむね週1回以上行っていること ・定期的に運動の効果を測定すること 等 詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
内 容	活動支援補助（補助率1/2） <ul style="list-style-type: none"> ・物品購入費の助成（限度額58,000円以内・1グループ1回限り） ・活動費の助成（限度額74,000円以内/1年度） リハビリテーション専門職の派遣（年度内6回まで） 「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援 ・立ち上げ支援スタッフの派遣（全12回） ・リハビリテーション専門職の派遣（全6回）
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉課（096-328-2963） ・各区役所福祉課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

健康まちづくりの活動

小学校区を単位に校区組織、住民等と協働し、健康をテーマとしたまちづくりを推進します。

対象・要件	健康まちづくりに取組む校区組織や住民、関係機関、ボランティア等
内 容	区や校区の健康に関する情報提供等
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進課（096-361-2145） ・各区役所保健子ども課 ・各まちづくりセンター 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

地域の健康教室・健康相談

健康教室や健康相談を行います。

対象・要件	市民及び地域団体等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の健康教室、健康相談 ・電話による健康相談（随時対応）
問合せ先	各区役所保健子ども課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

(新規)こころの健康度 UP で住みやすい地域づくり

対象・要件	町内自治会、社協、民協等の団体
内容	講話、こころの健康へのアドバイス、悩んでいる人への声のかけ方、ゲートキーパーの紹介を行います。参加者 10 人以上で実施し、指定された場所へ伺います。 実施希望日の 1 か月前までに電話で相談ください。
問合せ先	こころの健康センター (096-366-1171)

(7) 環境・緑化

再生資源集団回収助成金事業

回収量と実施回数に応じて助成金を交付します。

対象・要件	町内自治会、子ども会、PTA、婦人会、老人クラブなどの非営利団体 団体の事前登録が必要です。
内容	・対象品目 古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、アルミ類、スチール類、一升びん、ビールびん、古着、金属類（市が定期収集している資源物及び特定品目のうちガス缶・スプレー缶） ・回収量に応じた助成 助成単価 1キログラム当たり 6円 ・実施回数助成 (年間実施回数 - 2) × 2,000円 上限 24,000円 再生資源の引き取りは、市の登録業者へ 詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	・各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 ・ごみ減量推進課 (096-328-2365)

リサイクル保管庫設置補助金

再生資源集団回収登録団体が設置する資源物保管庫の設置経費の一部を助成します。

対象・要件	市に事前登録している集団回収団体
内容	リサイクル保管庫設置経費の 1/2 上限 10万円 詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	・各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 ・ごみ減量推進課 (096-328-2365)

ごみステーション管理支援補助金

ごみステーションを管理している町内自治会に対し経費の一部を補助します。

対象・要件	町内自治会	
内 容	ごみステーションの美化清掃に使用する清掃用具の購入、動物等からの保護ネット・かご等の購入・補修、排出・分別指導の経費、看板作成・印刷製本・土地賃借料等に係る経費など	
	200 世帯まで	年額 45,000 円
	201 ~ 400 世帯	年額 50,000 円
	401 ~ 600 世帯	年額 55,000 円
	601 ~ 800 世帯	年額 60,000 円
	801 ~ 1000 世帯	年額 65,000 円
	1001 ~ 1200 世帯	年額 70,000 円
	1201 ~ 1400 世帯	年額 75,000 円
	1401 ~ 1600 世帯	年額 80,000 円
	1601 ~ 1800 世帯	年額 85,000 円
	1801 世帯以上	年額 90,000 円
	上記の金額以内で補助	
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 ごみ減量推進課 (096-328-2365) 	

減量美化推進員制度

ごみ出しルールの徹底や環境美化活動等に取り組む町内自治会から減量美化推進員 1 名を市で登録し、その活動を支援します。

対象・要件	町内自治会
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 清掃用具や腕章の貸与 ごみ袋の配付
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 ごみ減量推進課 (096-328-2365)

雨水貯留施設補助金

不用となった既設の浄化槽を雨水貯留槽に転用し、又は雨水貯留タンクを新設して雨水の有効利用を図る方に対して設置費の一部を補助します。

対象・要件	申請者が居住する家屋又はその敷地内に設置するもの 共同住宅・店舗・工場等は対象となりません。
内 容	・既設の浄化槽を雨水貯留槽に転用するもの 費用の 1/2 (上限：70,000 円) ・雨水貯留タンク (雨水を合計 200 リットル以上貯留するもの) を設置するもの 費用の 1/2 (上限：35,000 円) 事前申請が必要です。詳細はお問合せください。
問合せ先	・各区役所総務企画課 各区役所の電話番号は末尾に掲載しています。 ・水保全課 (096-328-2436)

地下水都市熊本空間創出整備事業補助金

熊本市の地下水をはじめとする水資源の保全と整備を行う方に対して、整備費の一部を補助します。

対象・要件	どなたでも 所有者の同意が必要です。
内 容	既存水資源整備事業 浚渫、法面保護、水路整備、案内看板設置、遊歩道整備、駐車場整備その他の既存水資源の環境整備を行うもので、「熊本水遺産」に登録されているもの 費用の 1/2 (上限：50 万円) 事前申請が必要です。詳細はお問合せください。
問合せ先	水保全課 (096-328-2436)

花苗配布事業

快適な環境づくりの一環として、花苗を配布しています。

対象・要件	町内自治会等
内 容	街路や公共施設等に花壇やプランターを設置し、花苗を植栽する町内自治会等への花苗の提供 町内自治会等を対象に、毎年 5 月と 10 月に郵送にて案内しています。
問合せ先	環境共生課 (096-328-2352)

花いっぱい運動支援

道路・公園・公民館などの公共用地で行う花いっぱい運動を支援します。

対象・要件	地域の住民団体（老人会・婦人会・子ども会など）
内 容	次のいずれかを交付します。 ・花の種 1袋以上100袋以下 ・花の球根 50球以上300球以下（50球単位） ・花の苗 50苗以上200苗以下（50苗単位）
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構（096-333-2522）

緑化ボランティア支援

道路や公園など公共の土地に植栽し、管理する事業を支援します。

対象・要件	地域の住民団体（老人会・婦人会・子ども会など）
内 容	苗木・花苗・資材代、維持管理に必要な用具代で30万円を上限
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構（096-333-2522）

沿道緑化モデル助成

特定施設届出地区または景観計画の重点地域の道路沿いの店舗・事業所・住宅等で行う緑化に対して助成します。

対象・要件	法人、団体、個人
内 容	総額の1/2以内で50万円を上限
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構（096-333-2522）

緑化市民運動

緑豊かな森の都を再生するため、道路沿線や公園などの公共用地で行う緑化運動を支援します。

対象・要件	緑化市民運動を行う町内自治会、団体等
内 容	樹木や植栽時に使用する肥料等を無料配布します。 植栽する土地所有者の同意が必要になります。 詳細はお問い合わせください。
問合せ先	環境共生課（096-328-2352）

地域緑化支援事業

緑の募金に協力いただいた町内自治会が行う緑化活動を支援します。

対象・要件	緑の募金に協力いただいた町内自治会
内 容	緑化用資材等の提供 配布時期等、詳細はお問い合わせください。
問合せ先	熊本市地域みどり推進協議会事務局（環境共生課内）（ 096-328-2352 ）

グリーンカーテン設置支援

事業用建築物のグリーンカーテン設置費用を助成します。

対象・要件	法人や団体
内 容	種子や苗、支柱等の購入費用について、1団体あたり5万円を限度として助成（設置するグリーンカーテンは10㎡以上とする） 詳細はお問い合わせください。
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構（ 096-333-2522 ）

つながりの森づくり補助金

個人、共同住宅又は事業所の敷地内に、樹木を植栽又は生垣を設置する際に必要な経費の一部を補助します。

対象・要件	個人、共同住宅又は事業所の敷地内に一定の面積以上の植栽をされる方
内 容	個人、共同住宅 ・助成対象面積：市の定める基準で10㎡以上の植栽をされる方 ・樹木購入費や植え付け費用について、業者見積書の1/2と市基準単価を比較して、安価な額を助成 ・限度額5万円 事業所 ・助成対象面積：市の定める基準で15㎡以上の植栽をされる方 ・樹木購入費や植え付け費用について、業者見積書の1/2と市基準単価を比較して、安価な額を助成 ・限度額30万円 生垣 ・助成対象延長：5m以上設置される方（樹高1m以上の樹木で延長1mあたり2本以上植栽） ・樹木購入費や植え付け費用について、業者見積書の1/2と市基準単価を比較して、安価な額を助成 ・限度額（設置）7万円（構造物撤去）5万円
問合せ先	環境共生課（ 096-328-2352 ）

地球温暖化 Lesson みんなで実践！賢い選択「COOL CHOICE」！（出前講座）

地球温暖化対策に関する出前講座を実施します。

対象・要件	小中学生等、一般
内容	温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」は、「未来のために、いま選ぼう。」を合言葉に、生活の中で低炭素なアクションをすることで地球の未来を守ろうというものです。あなたが選べば、未来は変わります。今こそ、地球温暖化についてみんなで考えましょう。
問合せ先	温暖化・エネルギー対策室（096-328-2355）

（新規）省エネルギー機器等導入推進事業補助金

地球温暖化対策の推進と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を目的に、省エネ機器を導入する方に補助します。

対象・要件	個人、団体、法人等
内容	<ul style="list-style-type: none">・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 1台につき10万円・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 1件につき30万円・太陽光発電、蓄電池、エネファーム 1件につき10万円・省エネ家電（5つ星） 導入経費5万円以上で1万円・高断熱窓改修 補助対象経費の3分の1、上限10万円・中小企業者等の省エネ設備への更新 補助対象経費の3分の1、下限20万円、上限200万円 詳細についてはお問い合わせください。
問合せ先	温暖化・エネルギー対策室（096-328-2355）

環境総合センターホール等使用料免除

環境や保健衛生並びに地域の諸問題に係る会議をホール等で開催する場合は使用料を免除します。

対象・要件	町内自治会、校区自治協議会等地域団体 詳細はお問い合わせください。
内容	使用料の免除(ホール等の使用時間は、朝9時～夜5時まで。) 休館日は土日祝、年未年始
問合せ先	環境総合センター（096-379-2511）

環境学習支援出前講座

学校や地域で実施される環境学習をサポートします。

対象・要件	学級活動、町内自治会、子ども会、PTA、婦人会、老人クラブなどのグループ、団体等
内容	体験型の環境学習（出前講座） 【学習内容】 ・環境全般の各テーマに合った体験（実験等）を伴った環境学習 ・体験例 水生生物観察、牛乳パックやペットボトルのリサイクル作品（ふんぶんゴマ、紙すきのハガキ、浮沈子など）作り、新聞エコバッグ、草花染め、草花コースターとしおり作り、UVビーズストラップ作りなどの体験学習 詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	環境総合センター（096-379-2511）

(8) 経済・農業

商店街活性化特別支援事業

商店街のソフト事業等への助成事業です。商店街等の団体が実施する、商業振興及び地域の活性化を図ることを目的としたイベント等事業や、研修事業及び外国人観光客の受入れに対応する事業について助成します。

対象・要件	・商店街団体（任意団体含む） ・熊本商工会議所及び各商工会、商業者で設立した事業協同組合及び協業組合 他
内 容	商店街等が実施するイベント等の事業に対する助成。 助成率：1/2 以内 上限：200 万円 助成率、上限額は審査会による採択結果で異なります。 商店街等の団体が実施する、外国人観光客の受入れに対応する事業に対する助成。 助成率：1/2 以内 上限：100 万円 根拠：熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱 詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。 詳細についてはお問い合わせください。
問合せ先	商業金融課 （ 096-328-2424 ）

商店街共同施設補助金

商店街の環境整備事業促進を目的に、商店街が、防犯カメラや街路灯、カラー舗装等を整備する際に助成します。

対象・要件	商店街団体（任意団体含む）
内 容	商店街が実施する防犯カメラ等の共同施設の設置に対する助成。 助成率：1/3 以内 上限：100 万円 根拠：熊本市商店街共同施設補助金交付要綱 詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。 詳細についてはお問い合わせください。
問合せ先	商業金融課 （ 096-328-2424 ）

商店街空き店舗対策事業費補助金

商店街内の空き店舗を活用して行う地域コミュニティ施設、商店街活性化のための新たな事業の実施拠点や、小売店等の店舗出店等の事業に対して助成します。

対象・要件	<ul style="list-style-type: none">・商店街団体（任意団体含む）・商店街団体の推薦を受けた、協同組合等、商工団体、民間事業者、創業者、社会福祉法人又はNPO法人・熊本地震で被災した事業者
内容	<p>商店街や民間事業者等が実施する空き店舗を活用した事業に対し助成。</p> <p>助成率：1/2以内 上限：(店舗改装費)150万円以内</p> <p>根拠：熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱</p> <p>詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。</p> <p>上限額は対象事業により異なります。詳細についてはお問い合わせください。</p>
問合せ先	商業金融課（096-328-2424）

多面的機能支払交付金事業

多面的機能支払制度は、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観形成をはじめとする多面的機能を今後とも適切に発揮させるとともに、担い手への農地集積という改革政策を後押しすることを目的とします。

対象・要件	<p>【対象農用地】</p> <p>農振農用地区域内の農用地。</p> <p>対象農用地は地区の状況により異なる場合がございます。詳細はお問合せください。</p> <p>【対象組織】</p> <p>農地維持支払・資源向上支払（長寿命化）</p> <p>農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織（資源向上支払（共同）と同組織でも取組可能）</p> <p>資源向上支払（共同）</p> <p>地域住民を含む活動組織。</p>
内 容	<p>基本交付単価</p> <p>農地維持支払</p> <p>田：3,000 円/10a、畑：2,000 円/10a の交付金を交付</p> <p>資源向上支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動 田：2,400 円/10a、畑：1,440 円/10a の交付金を交付 ・施設の長寿命化のための活動 田：4,400 円/10a、畑 2,000 円/10a の交付金を交付 <p>交付単価は組織の状況によって異なります。詳細はお問合せください。</p>
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備課 （ 096-328-2953 ） ・東農業振興課 （ 096-367-9137 ） ・西農業振興課 （ 096-329-1158 ） ・南農業振興課 （ 096-357-4139 ） ・北農業振興課 （ 096-272-1117 ）

3 地域活動Q & A

道路

Q 1 道路については、どこに問い合わせればいい？

A 市内の国道（3号、57号、208号を除く）、県道、市道に関することは、各土木センターまたは地域整備室へお問い合わせください。道路の維持補修や改良工事、私道の整備補助金の交付などを行っています。カーブミラーやガードレールも同様の管轄です。なお、国道（3号、57号、208号）に関することは、国土交通省熊本河川国道事務所へお問い合わせください。

国道（3号、57号、208号を除く）、県道、市道に関すること

- ・ 東部土木センター 096-367-4360
- ・ 西部土木センター 096-355-2936
- ・ 西部土木センター河内分室 096-276-1115
- ・ 北部土木センター 096-245-5050
- ・ 植木地域整備室 096-272-1115
- ・ 富合地域整備室 096-357-4154
- ・ 城南地域整備室 0964-28-2133

国道(3号、57号、208号)に関すること

- ・ 国土交通省熊本河川国道事務所 096-382-1111

業務時間外における、道路上の異常（落下物、穴ぼこ等）の発見・通報は「道路緊急ダイヤル」へご連絡ください。

- ・ 全国共通 #9910(年中無休)

防犯

Q 2 街路灯・防犯灯の違いは？

A 街路灯は、道路法に基づく道路構造令に規定され、交通安全施設として位置づけられている道路照明施設です。

(設置・管理の所管) Q 1 の道路と同じです。

防犯灯は、街路灯の設置基準に満たないものなどで、町内自治会が設置、維持、管理しています。

(補助金の所管) < 設置 >

所轄警察署内の防犯協会(連合会)

(補助金の所管) < 維持管理及びLED等への機器取替(球換えは対象外) >

各区役所総務企画課

【連絡先】

・防犯灯設置

熊本中央地区防犯協会 096-323-0110 (内線 265)

熊本南地区防犯協会 096-326-0110 (内線 288)

熊本東地区防犯協会 096-368-0110 (内線 264)

熊本北合志地区防犯協会連合会 096-341-0110 (内線 277)

・防犯灯維持管理・LED等防犯灯取替

各区役所総務企画課、各まちづくりセンター

各区役所・各まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

公園

Q 3 公園についてはどこに聞いたらいい？

A 各土木センター河川公園整備課及び地域整備室

公園の財産管理(使用許可・占用許可)に関すること

公園の維持管理(除草・樹木剪定・消毒・清掃・ごみ回収)に関すること

公園の建設・補修・公園愛護会に関すること

公園課(TEL: 096-328-2523)

公園の計画・新規公園について

ただし、年2回(春・秋)の町内一斉清掃のごみ回収は各区役所総務企画課へお問い合わせください。

各区役所・土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

ごみ

Q 4 ごみカレンダーのことはどこに聞く？

A 「家庭ごみ・資源収集カレンダー」は、原則として町内自治会を通じて配布(一部を除く)されます。転入・転居の際は、各区役所総務企画課、市庁舎 7 階ごみ減量推進課 (096-328-2365) まちづくりセンター(管内の分)で配布しています。

内容に関するお問い合わせは、ごみ減量推進課(同)へお願いします。

各区役所、まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

Q 5 ごみ関係の相談はどこ？

A 大型ごみは、有料で事前申し込みが必要です。ごみゼロコール (096-353-7171) に電話で申し込んでください。

ごみの分別収集やごみステーション等に関することは、各区役所総務企画課・各クリーンセンターの啓発推進班へ、集団回収など資源物の回収を行い、助成金を希望する場合は総務企画課・ごみ減量推進課 (096-328-2365) へお問い合わせください。

【各クリーンセンター連絡先】

- ・北部クリーンセンター 096-338-8205
- ・西部クリーンセンター 096-329-8803
- ・東部クリーンセンター 096-365-4343

各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

Q 6 空き地に雑草が生い茂り、周辺住民が迷惑しています。どうすればいい？

A 空き地の除草などの管理については、その土地の所有者等に責任があります。各区役所総務企画課では、空き地の雑草に関する相談を受付けており、相談のあった空き地に雑草の繁茂を確認した際には、所有者等に対して除草指導を行っています。

各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

子育て

Q7 子育てに関することは、どこでどういうことをやっているの？

A 子育て中の皆さんが、気軽にお越しいただき、ほっとくつろぐ場所として、次の施設を「子育てほっとステーション」と名づけています。各々の施設ごとに特徴がありますので、お気に入りの場所を見つけてくださいね。利用時間等、詳しくは、各施設にお問い合わせください。

子どもの保健・栄養・歯科に関する相談、乳幼児期の育児について勉強する育児学級、児童虐待等の相談や通報などは、各区役所保健子ども課（巻末参照）へご連絡ください。

全般的な子育て支援に関することは、子ども支援課（096-328-2158）です。

【子育てほっとステーションの電話番号】

各子育て支援センター

- ・総合子育て支援センター（本荘保育園3階） 096-364-0123
- ・小島子育て支援センター（小島保育園内） 096-329-7250
- ・西里子育て支援センター（西里保育園内） 096-245-0062
- ・白山子育て支援センター（白山保育園内） 096-364-4815
- ・池上子育て支援センター（池上保育園内） 096-329-0344
- ・京町台子育て支援センター（京町台保育園内） 096-352-6280
- ・京塚子育て支援センター（京塚保育園内） 096-381-5784
- ・幸田子育て支援センター（幸田保育園内） 096-378-7674
- ・清水子育て支援センター（清水保育園内） 096-343-6983
- ・植木子育て支援センター（山本保育園内） 096-272-0281
- ・あゆみ子どもセンター（あゆみ保育園内） 096-339-5673
- ・イルカクラブ（認定子ども園エンゼル保育園内） 096-367-0127
- ・さくらっこ子育て支援センター（幼保連携型認定こども園力合さくら子ども園内）
096-357-9616
- ・ながみね子育て支援センター（幼保連携型認定こども園つばめこども園内） 096-380-6645
- ・だいいち子育て支援センター（認定こども園第一幼稚園内） 096-357-1245
- ・やまなみ子育て支援センター（幼保連携型認定子ども園やまなみ内） 096-365-9111
- ・画図子育て支援センター（画図保育園内） 096-284-4770
- ・植木山東子育て支援センター「え～とこ」（山東子ども園内） 096-272-0699
- ・城南子育て支援センター（幼保連携型認定こども園小木こども園内） 0964-28-2147

児童館児童室

- ・公立公民館内（巻末参照。ただし、中央、河内、富合、飽田、城南、植木、北部公民館を除く。）
- ・西原公園児童館 096-371-4090
- ・桜ヶ丘児童館 096-275-5510（幼保連携型認定こども園桜ヶ丘こども園併設）
- ・城南児童館 0964-27-5947（城南図書館併設）
- 子ども文化会館 096-323-0505
- 夢もやい館 096-338-3210
- つどいの広場 096-272-2600（かがやき館内）
- 街なか子育てひろば 096-323-3222（熊本市現代美術館内）

総合

Q 8 どこに問い合わせればよいかわからないことや、休日や夜間の問い合わせは？

A 熊本市コールセンター「ひごまるコール」は、熊本市のさまざまな制度や手続き、イベント、施設等のお問い合わせに親切、丁寧にお答えします。お気軽にご利用ください。

例えば...引っ越すときに必要な手続きは？ 休日に住民票や印鑑証明がとれるところは？ ごみの出し方については？ 熊本城の開園時間は？ 熊本市動植物園までの交通手段は？ など。

【連絡先】

電話 : 096-334-1500 (さーみんな知ってるひごまる)

F A X : 096-370-2002

メール : 1500@higomaru-call.jp

U R L : <http://higomaru-call.jp>

年中無休 / 朝8時～夜8時

4 各区役所・まちづくりセンターなどの連絡先

区役所連絡先については、掲載メニューに関連する部署のみ掲載しています。

熊本市役所

代表電話 096-328-2111

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

市民活動支援センター・あいぽーと

TEL 096-366-0168 FAX 096-366-8830

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号

(総合保健福祉センター・ウェルパルクまもと1階)

中央区役所

代表電話 096-328-2555

〒860-8618 熊本市中央区手取本町1番1号

.....

総務企画課

TEL 096-328-2610 FAX 096-355-4190

福祉課

TEL 096-328-2311 FAX 096-351-0202

保健子ども課

TEL 096-328-2419 FAX 096-322-3781

東区役所

代表電話 096-367-9111

〒862-8555 熊本市東区東本町16番30号

.....

総務企画課

TEL 096-367-9121 FAX 096-367-9301

福祉課

TEL 096-367-9127 FAX 096-367-9302

保健子ども課

TEL 096-367-9130 FAX 096-367-9303

西区役所

代表電話 096-329-1111

〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号

.....

総務企画課	TEL	096-329-1142	FAX	096-329-1314
福祉課	TEL	096-329-5403	FAX	096-329-1326
保健子ども課	TEL	096-329-1147	FAX	096-329-1323

南区役所

代表電話 096-357-4111

〒861-4189 熊本市南区富合町清藤405番地3

.....

総務企画課	TEL	096-357-4112	FAX	096-358-0110
福祉課	TEL	096-357-4129	FAX	096-358-0110
保健子ども課	TEL	096-357-4138	FAX	096-357-4353

北区役所

代表電話 096-272-1111

〒861-0195 熊本市北区植木町岩野238番地1

.....

総務企画課	TEL	096-272-1110	FAX	096-272-6912
福祉課	TEL	096-272-1118	FAX	096-215-3322
保健子ども課	TEL	096-272-1128	FAX	096-272-0900

まちづくりセンター / 総合出張所 / 公民館 / 土木センター

中央区

中央区まちづくりセンター 〒860-8618 熊本市中央区手取本町1番1号
TEL 096-328-2232 FAX 096-355-4190

中央公民館 〒860-0843 熊本市中央区草葉町5番1号
TEL 096-351-0151 FAX 096-353-0152
新しい中央公民館は、2019年(平成31年)7月2日(火)から利用できるようになります。

五福交流室・公民館 〒860-0041 熊本市中央区細工町2丁目25番地
TEL 096-359-0500 FAX 096-359-0487

大江交流室・公民館 〒862-0971 熊本市中央区大江6丁目1番85号
TEL 096-372-0313 FAX 096-372-8618

東区

託麻まちづくりセンター 〒861-8038 熊本市東区长嶺東7丁目11番15号

まちづくり班 TEL 096-380-8119 FAX 096-380-8592

託麻総合出張所 TEL 096-380-3111 FAX 096-380-8592

託麻公民館 TEL 096-380-8118 FAX 096-380-8592

東部まちづくりセンター 〒862-0912 熊本市東区錦ヶ丘1番1号

まちづくり班 TEL 096-367-1949 FAX 096-360-1623

東部公民館 TEL 096-367-1134 FAX 096-360-1623

秋津まちづくりセンター 〒861-2104 熊本市東区秋津3丁目15番1号

まちづくり班 TEL 096-368-2200 FAX 096-360-2550
秋津公民館 TEL 096-365-5750 FAX 096-360-2550

西区

西部まちづくりセンター 〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号(西区役所内)

まちづくり班 TEL 096-329-7625 FAX 096-329-6837
西部公民館 TEL 096-329-7205 FAX 096-329-6837

河内まちづくりセンター 〒861-5347 熊本市西区河内町船津2069番地5

まちづくり班 TEL 096-276-1111 FAX 096-276-1108
河内総合出張所 TEL 096-276-1111 FAX 096-276-1108

河内交流室・公民館 〒861-5347 熊本市西区河内町船津791番地
TEL 096-276-0133 FAX 096-278-1060

河内まちづくりセンター芳野分室 〒861-5343 熊本市西区河内町野出1410番地
TEL 096-277-2001 FAX 096-277-2748

花園まちづくりセンター 〒860-0072 熊本市西区花園5丁目8番3号

まちづくり班 TEL 096-359-1122 FAX 096-322-1535
花園公民館 TEL 096-359-1261 FAX 096-322-1535

南区

富合まちづくりセンター 〒861-4151 熊本市南区富合町清藤400番地(アスパル富合内)

まちづくり班 TEL 096-357-4580 FAX 096-311-3056
富合公民館 TEL 096-357-4580 FAX 096-311-3056

飽田まちづくりセンター 〒861-4121 熊本市南区会富町1333番地1

まちづくり班 TEL 096-227-1112 FAX 096-227-1705
飽田公民館 TEL 096-227-1111 FAX 096-227-1705

幸田まちづくりセンター 〒861-4108 熊本市南区幸田2丁目4番1号

まちづくり班 TEL 096-378-0202 FAX 096-370-1890
幸田総合出張所 TEL 096-378-0172 FAX 096-370-1890
幸田公民館 TEL 096-379-0211 FAX 096-370-1890

南部まちづくりセンター 〒861-4106 熊本市南区南高江6丁目7番35号

まちづくり班 TEL 096-358-1877 FAX 096-358-6071
南部公民館 TEL 096-358-0199 FAX 096-358-6071

城南まちづくりセンター 〒861-4202 熊本市南区城南町宮地1050番地

まちづくり班 TEL 0964-28-2260 FAX 0964-28-7010
城南総合出張所 TEL 0964-28-3111 FAX 0964-28-7010

城南交流室・公民館 〒861-4214 熊本市南区城南町舞原394番地1(火の君文化センター内)

TEL 0964-28-1800 FAX 0964-28-1802

天明まちづくりセンター 〒861-4125 熊本市南区奥古閑町2035番地

まちづくり班 TEL 096-223-1117 FAX 096-223-3275

天明総合出張所 TEL 096-223-1111 FAX 096-223-3275

天明公民館 TEL 096-223-0118 FAX 096-223-3275

北区

植木まちづくりセンター 〒861-0136 熊本市北区植木町岩野238番地1(植木文化センター内)

まちづくり班 TEL 096-272-6966 FAX 096-272-6916

植木公民館 TEL 096-272-6906 FAX 096-272-6916

北部まちづくりセンター 〒861-5521 熊本市北区鹿子木町66番地

まちづくり班 TEL 096-245-2112 FAX 096-245-3094

北部公民館 TEL 096-245-0046 FAX 096-245-3094

北部公民館西里分館 〒861-5522 熊本市北区下碓川町1798番地

TEL 096-245-3280 FAX 096-245-3280

北部公民館北部東分館 〒861-5513 熊本市北区鶴羽田町2-13-9

TEL 096-345-4460 FAX 096-345-4460

清水まちづくりセンター 〒861-8066 熊本市北区清水亀井町14番7号

まちづくり班 TEL 096-343-9162 FAX 096-346-7095

清水総合出張所 TEL 096-343-9161 FAX 096-346-7095

清水公民館 TEL 096-343-9163 FAX 096-346-7095

龍田まちづくりセンター 〒861-8007 熊本市北区龍田弓削1丁目1番10号

まちづくり班 TEL 096-339-3323 FAX 096-338-3274

龍田総合出張所 TEL 096-338-2231 FAX 096-338-3274

龍田公民館 TEL 096-339-3322 FAX 096-338-3274

土木センター

東部土木センター 〒862-0916 熊本市東区佐土原3丁目1-65
TEL 096-367-4360 FAX 096-365-5764

西部土木センター 〒860-0055 熊本市西区蓮台寺5丁目7-1
TEL 096-355-2936 FAX 096-359-8606

西部土木センター 河内分室 〒861-5347 熊本市西区河内町船津2069-5
(河内まちづくりセンター内) TEL 096-276-1115 FAX 096-276-1108

北部土木センター 〒861-5521 熊本市北区鹿子木町66
TEL 096-245-5050 FAX 096-245-5606

富合地域整備室 〒861-4151 熊本市南区富合町清藤405-3
(南区役所内) TEL 096-357-4154

城南地域整備室 〒861-4202 熊本市南区城南町宮地1050
(城南まちづくりセンター内) TEL 0964-28-2133

植木地域整備室 〒861-0136 熊本市北区植木町岩野238-1
(北区役所内) TEL 096-272-1115



熊本市コールセンター
休日在宅当番医、イベント情報、区の窓口
業務など、いつでもお尋ねください

午前8時～午後8時(年中無休)

ひごまるコール  **096-334-1500**
さーみんな知ってるひごまる

FAX 096-370-2002 電子メールアドレス 1500@higomaru-call.jp
ホームページ

発行：平成31年（2019年）4月
市民局 市民生活部 地域活動推進課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
TEL 096-328-2036
FAX 096-351-2030
E-mail chiikikatsudou@city.kumamoto.lg.jp

各施策については、それぞれの所管部署へお問い合わせください。